

# 第4次上野原市行政改革大綱実施計画

令和5年度～令和9年度



## 実施計画の概要

### 1 実施計画策定の趣旨

この実施計画は、「第4次上野原市行政改革大綱」に掲げた基本方針や基本目標、推進項目を実現していくために何をするのか、その具体的手法等を示すために策定したものです。

人口減少等の急速に変化する時代に適応していくため、新たな課題に向け実施していきます。

### 2 実施項目

この実施計画は、優先度の高い事業を設定し、各項目の目標期限については2年度までとして必要な検証を行い、ローリング方式により見直しを行います。

なお、この実施計画は社会経済状況の変化や実施計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて追加・修正等の改定を行っていきます。

### 3 進捗状況の報告・公表

この実施計画の進捗状況については、議会や行政改革に係る審議会（行政改革推進委員会）等に定期的に報告するとともに、広報誌やホームページ等を通じて広く市民等に公表していきます。

# 目 次

実施項目等	ページ
◎ 人口減少時代にチャレンジしていく上野原市	
I 人的資源・組織力の強化	
① 人材の育成	
1 OJT（職場内研修）・メンター制度の導入	1
2 昇任試験の拡充	2
② 組織の適正化	
1 支所・出張所におけるあり方の検討	3
II 効率的・効果的な行政運営	
① 事務事業の適正化	
1 引継書・業務マニュアル策定方針の作成	4
② 連携の推進・構築	
1 近隣市町村との連携	5
III 財政の健全化	
① 歳入の確保	
1 企業誘致の促進に向けた取組	6
2 低未利用施設等の有効活用	7

<b>推進項目</b>	人材の育成	<b>担当課</b>	総務課
<b>取組事項</b>	OJT（職場内研修）・メンター制度の導入	<b>達成年度</b>	令和5年度
<b>達成目標</b>	OJT（職場内研修）・メンター制度の導入		
<b>目標値 （定量的場合）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■若手職員との意見交換会等：1回／年</li> <li>■OJT担当者及び管理職向け研修：1回／年</li> </ul>		
<b>実施内容</b>	<p>各部署でOJT担当者となる職員を選出し、OJT担当者が新入職員と1年間ペアになることで、業務内容や服務規律等の教育・指導を行う。また、各部署におけるOJTの実施状況については、OJT担当者及び新入職員両者からの進捗シートの提出や管理職面談により各部署でフォローアップを行い体制を規律する。更にOJT担当者や管理職向けの研修を実施し、OJTをより充実していく。また、新入職員へ業務以外の助言や支援等を行うことを目的とし、入庁5年目から10年目程度の職員との意見交換等の機会を設ける。</p>		
<b>現状と課題</b>	<p>上司や先輩職員が部下や新入職員に対し行う職場内教育や幅広い指導・助言については各職員が任意に実施しているが、業務の高度化・複雑化や職員数の減少に伴い各職員が自身の業務に追われ、職員間のコミュニケーションが希薄化の傾向にあることから、新人職員等への知識やノウハウの蓄積、精神的サポートが難しくなっている。</p>		
<b>年度</b>	<b>令和5年度</b>	<b>令和6年度</b>	
<b>実施行程</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各部署・各職員における制度運用</li> <li>◆制度運用に関する職員研修の実施</li> </ul>		

<b>推進項目</b>	人材の育成	<b>担当課</b>	総務課
<b>取組事項</b>	昇任試験の拡充	<b>達成年度</b>	令和5年度
<b>達成目標</b>	職員の能力・適正に応じた昇任試験の拡充を行う。		
<b>目標値 (定量的場合)</b>			
<b>実施内容</b>	昇任試験を行うべき職級の検討を行い、昇任試験実施要綱の改正を行う。		
<b>現状と課題</b>	本市では9段階の行政職を設けている。昇任段階が上がるごとに、組織の方針決定、懸案事項への対応、職員の指導育成といった役割が増え、権限・責任が大きくなることから、現状では管理職（課長職）試験は実施しているものの、その他の職級における昇任試験が存在しないことから、職員の能力と求められる職務に不適合が生じる場合がある。		
<b>年度</b>	<b>令和5年度</b>	<b>令和6年度</b>	
<b>実施行程</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆昇任試験拡充に向けた調査・検討</li> <li>◆昇任試験実施要綱の改正</li> <li>◆昇任試験を拡充した職務試験の実施</li> </ul>		

<b>推進項目</b>	組織の適正化	<b>担当課</b>	政策秘書課・市民課
<b>取組事項</b>	支所・出張所におけるあり方の検討	<b>達成年度</b>	令和6年度
<b>達成目標</b>	各支所・出張所における役割・機能の再検討を行う。		
<b>目標値 (定量的場合)</b>			
<b>実施内容</b>	各支所・出張所の証明書発行枚数等、全体的な仕事量の調査や、各地区で必要とされる機能を踏まえ、業務内容を再定義する。		
<b>現状と課題</b>	市内に全8か所ある支所・出張所については、本庁や総合福祉センターと同じ開閉庁時間となっているが、各地区における人口減少や少子高齢化に伴い、今までの証明書発行機能や地域の拠点としての位置付けなど、必要とされるあり方も変化してきていることから、現状の役割等を抜本的に見直す必要がある。		
<b>年度</b>	<b>令和5年度</b>	<b>令和6年度</b>	
<b>実施行程</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各支所・出張所の業務に関する調査研究</li> <li>◆各支所・出張所のあり方に関する方針決定</li> </ul>	◆法令等改正の実施	

<b>推進項目</b>	事務事業の適正化	<b>担当課</b>	政策秘書課
<b>取組事項</b>	引継書・業務マニュアル策定方針の作成	<b>達成年度</b>	令和6年度
<b>達成目標</b>	引継書・業務マニュアル策定方針を作成し、各職員が方針に基づいたマニュアルを策定する。		
<b>目標値 (定量的場合)</b>			
<b>実施内容</b>	引継書・業務マニュアルにおいて必須とされる記載事項や対象者、統一的な様式等に関する調査・研究を行い、方針を作成する。また、各職員がマニュアルを円滑に策定できるよう、過去に実施した業務量調査による業務フローを活用するとともに、職員へ制度の周知徹底を図り、マニュアル策定を行う年度においては定期的な策定の進捗管理を行う。		
<b>現状と課題</b>	引継書については様式や記載内容に定めがないため、各職員で統一性がないことから、かなり簡略的なものであると異動時には事務レベルが下がってしまうことがある。また、業務マニュアルに関しても作成は任意となっているため、異動初年度や新入職員は苦勞を強いられる。		
<b>年度</b>	<b>令和5年度</b>	<b>令和6年度</b>	
<b>実施行程</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆マニュアル策定に関する職員への周知</li> <li>◆引継書・業務マニュアル策定方針の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各職員で方針に基づいたマニュアルの策定</li> <li>◆策定状況の進捗管理</li> </ul>	

<b>推進項目</b>	連携の推進・構築	<b>担当課</b>	政策秘書課
<b>取組事項</b>	近隣市町村との連携	<b>達成年度</b>	令和5年度
<b>達成目標</b>	近隣市町村との横断的な連携を強化し、各市町村で共通する課題の解決を行う。		
<b>目標値 (定量の場合)</b>	■近隣市町村との勉強会等：3回		
<b>実施内容</b>	近隣の3市3村で構成されている山梨県東部地域広域行政連絡協議会等において、共通の課題となる事業を模索する。また、各事業の課題解決を図るため、近隣市町村で勉強会等の実施により協議を行う。		
<b>現状と課題</b>	少子高齢化や人口減少、事務量の増加に伴い、自治体単位で行政サービスの水準維持をすることが難しくなってきている。行政サービスを効率的・効果的に実施するためには、複数の自治体が連携し業務を遂行できる体制が必要となる。		
<b>年度</b>	<b>令和5年度</b>	<b>令和6年度</b>	
<b>実施行程</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆課題事業の模索に向けた協議・検討</li> <li>◆課題解決に向けた連携の実施</li> </ul>		



<b>推進項目</b>	歳入の確保	<b>担当課</b>	産業振興課
<b>取組事項</b>	企業誘致の促進に向けた取組	<b>達成年度</b>	令和6年度
<b>達成目標</b>	更なる雇用機会の創出や産業基盤の強化、税収の確保を図るため、企業誘致を促進する。		
<b>目標値 (定量の場合)</b>	■企業誘致数：1件		
<b>実施内容</b>	担当課において紹介可能な立地不足等、企業として市内進出の弊害となるような課題点・問題点を全庁的に協議・検討することで解決策を見出し、企業誘致に向け、選定された施策を実践する。		
<b>現状と課題</b>	企業誘致は安定した税収の確保のみでなく、消費の拡大や新たな雇用機会の創出などの効果が期待できるが、立地相談の際には条件に見合った土地等を紹介できないなど、企業への有益な情報を提供できず、結果として誘致にまで至らない。		
<b>年度</b>	<b>令和5年度</b>	<b>令和6年度</b>	
<b>実施行程</b>	◆施策を見出す全庁的な協議の実施	◆企業誘致を促進する施策の実施	

<b>推進項目</b>	歳入の確保	<b>担当課</b>	財政経営課
<b>取組事項</b>	低未利用施設等の有効活用	<b>達成年度</b>	令和6年度
<b>達成目標</b>	低未利用の施設および土地（以下、「低未利用施設等」）について貸付け、使用許可及び売却により歳入確保を図る。		
<b>目標値 (定量の場合)</b>	■低未利用施設等の売却および有償貸与数：2件/年		
<b>実施内容</b>	現状調査により資産の洗い出しを行い、低未利用施設等の有効活用を検討した上で、不要または今後利用が見込めない施設や土地については売却を、貸付けや使用許可により歳入確保が見込める施設や土地については、民間からの提案を公募するなどによる有効利用を図る。		
<b>現状と課題</b>	市で所有している施設や土地については低未利用であるものが多く、特に施設については利用頻度は多くないものの、老朽化に伴った多額の維持管理費や修繕費が発生している。		
<b>年度</b>	<b>令和5年度</b>	<b>令和6年度</b>	
<b>実施行程</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆低未利用施設等の洗い出し</li> <li>◆利活用および売却、有償貸与施設等に関する研究・調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆利活用および売却、有償貸与施設等の検討</li> <li>◆低未利用土地等の売却・有償貸与の実施</li> </ul>	

